

～ 農業者の皆さまへ ～

中山間地域等にお住まいの
農業者の方々を支援します。

中山間地域等直接支払制度

第3期対策
(平成22年度～平成26年度)



平成26年1月

農林水産省

目

次

- 中山間地域等直接支払に取り組んでみませんか！ 1
- こんなところが対象になります 2
- こんな活動を支援します 3
- 加算措置もあります 4
- ご注意下さい 5
- 問い合わせ先 6

中山間地域等直接支払に取り組んでみませんか!

- 中山間地域は、一枚当たりの田んぼも小さく、傾斜も急で法面の草刈りにも労力がかかるなど、高齢化が進行する中で、農地を維持していくことが困難になっています。
- 国では、そのような中山間地域の農業・農村を維持し、将来に向けて発展していけるよう、平成12年から中山間地域等直接支払制度を実施しています。
- この制度では、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農地を維持・管理していくための取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模等に応じて一定額を交付しています。
- 本制度は、現在、第3期対策を実施中で、平成26年度が最終年度となりますので、平成26年度から新たに協定を締結した場合、助成は平成26年度のみとなります。
- 平成27年度以降の対策については、今後検討することとしています。

協定の策定と活動の実施

① 協定作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の認定

- 作成した協定を市町村に提出し、**市町村長が認定**します。

※協定の提出（集落→市町村）期限：6/30
協定の認定（市町村→集落）期限：7/31

③ 活動の実施

- **協定に基づき、活動を実施**します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認

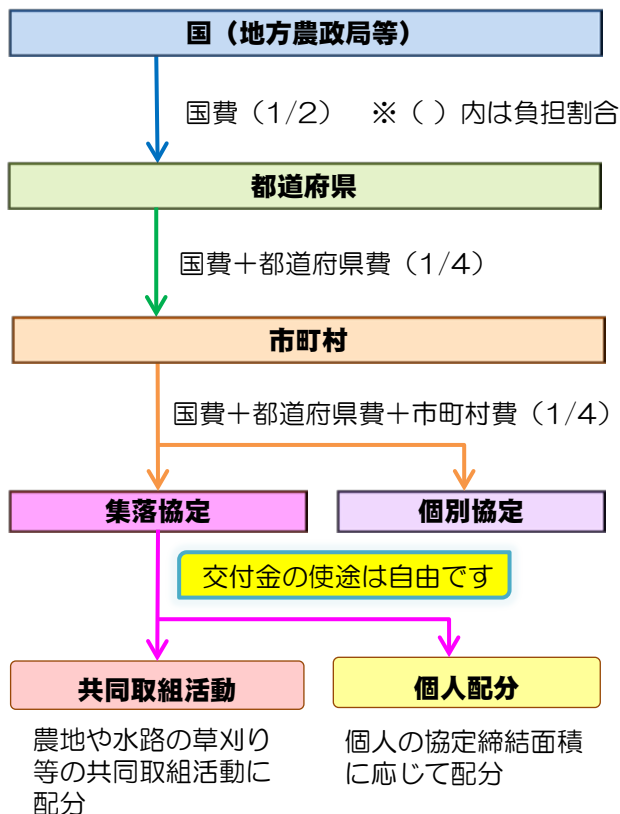
- **市町村が活動の実施状況を確認**します。

※実施状況の確認（市町村）期限：9/30

☆ 交付金の支払い

- 交付金の支払いは、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。

交付金交付の流れ



☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

こんなところが対象になります

1 対象となる地域と交付対象となる農地の基準

本制度では、過疎法などの地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農地（対象農用地）が交付対象となります。

(1) 対象となる地域

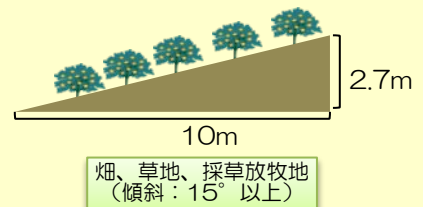
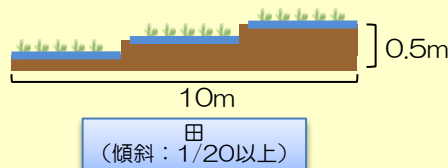
- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域。
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地の基準

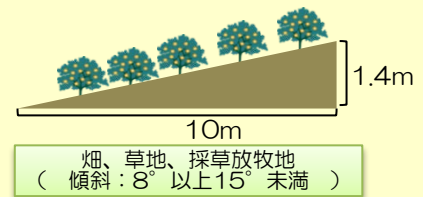
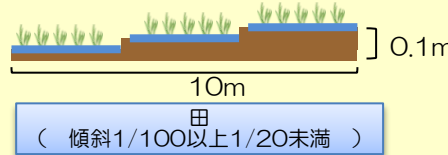
地目毎にその傾斜度等を満たすことが要件となり、それによって交付単価も異なります。

<傾斜地基準>

① 急傾斜地



② 緩傾斜地



- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地（北海道のみ）
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

2 交付単価

活動を行うことにより交付される額は、その地目や傾斜度等によって決められています。

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000
畑	急傾斜 (15° 以上)	11,500
	緩傾斜 (8° 以上)	3,500

地目	区分	交付単価 (円/10a)
草地	急傾斜 (15° 以上)	10,500
	緩傾斜 (8° 以上)	3,000
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜 (15° 以上)	1,000
	緩傾斜 (8° 以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

こんな活動を支援します

- 交付金の交付を受けるためには、集落協定又は個別協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する必要があります。
- 協定には、①耕作放棄の発生防止等農業生産活動を継続するための活動や、②将来に向けた体制整備のための前向きな取組を規定します。
- 交付金の単価は、協定に規定した活動内容によって異なり、①の農業生産活動を継続するための活動に加え、②の体制整備のための前向きな活動を行う場合には、交付単価の10割を交付し、①のみの活動の場合は、交付単価の8割を交付します。

★ 併せて、平成26年度から実施予定の多面的機能支払交付金にも取り組むことができます。

※ 例えば、これまで本交付金で実施していた水路・農道等の管理を農地維持支払で行うことにより、本交付金を他の共同取組活動等に活用することができます。

★ 交付金は、地域の状況に応じた活用が可能です。したがって、協定参加者の合意により、共同取組活動、個人への配分割合を決めることができます。

①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

農業生産活動を継続するための基礎的な活動

- ・農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・多面的機能を増進する活動（選択実施）
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



【周辺林地の管理】



【水路の簡易補修】



【景観作物の作付】

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（単価の10割を交付）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組

例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売、新規就農者の確保、担い手への農地集積、集団的かつ持続可能な体制整備

今は農地の維持で精一杯だけど、これからみんなで話し合っ
て体制整備単価をもら
えるように頑張ろう！



【機械の共同化】



【棚田農業体験】



【地場農産物の直売】

☆①と②の活動を両方実施することにより、交付単価の満額を受け取ることができます。



加算措置もあります

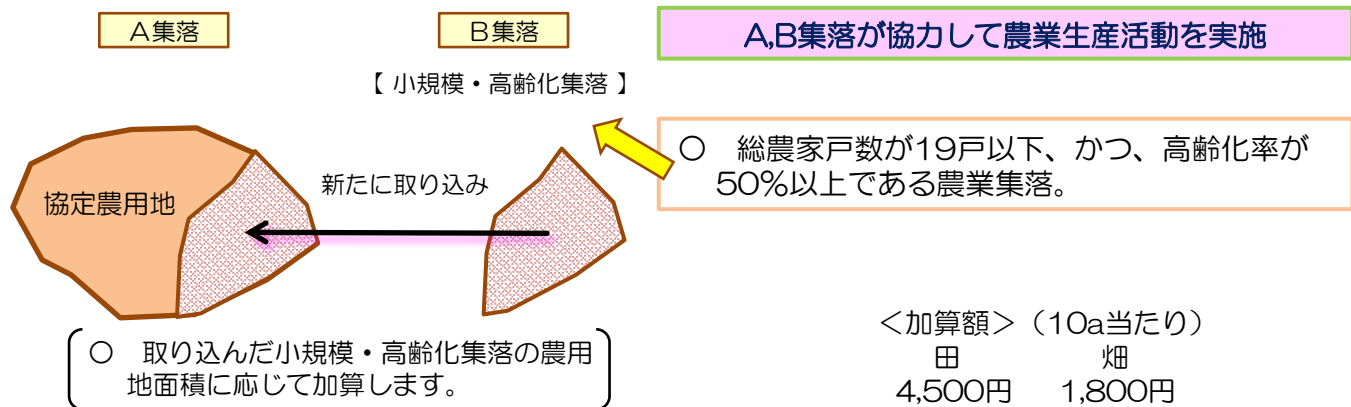
- 中山間地域等直接支払制度では、通常の農業生産活動等に加え、地域農業の維持・発展に資する特別な取組を行う場合には、通常の交付単価に一定額が加算されます。
- 現在、5つの加算措置を設けており、集落の実情に応じ、加算措置を活用することで、活動の幅は広がります。

※ 加算措置に取り組む場合には、取組内容を協定に規定することが必要です。

☆ 協定締結が難しい集落の農業生産活動の継続を支援します。

1 小規模・高齢化集落支援加算

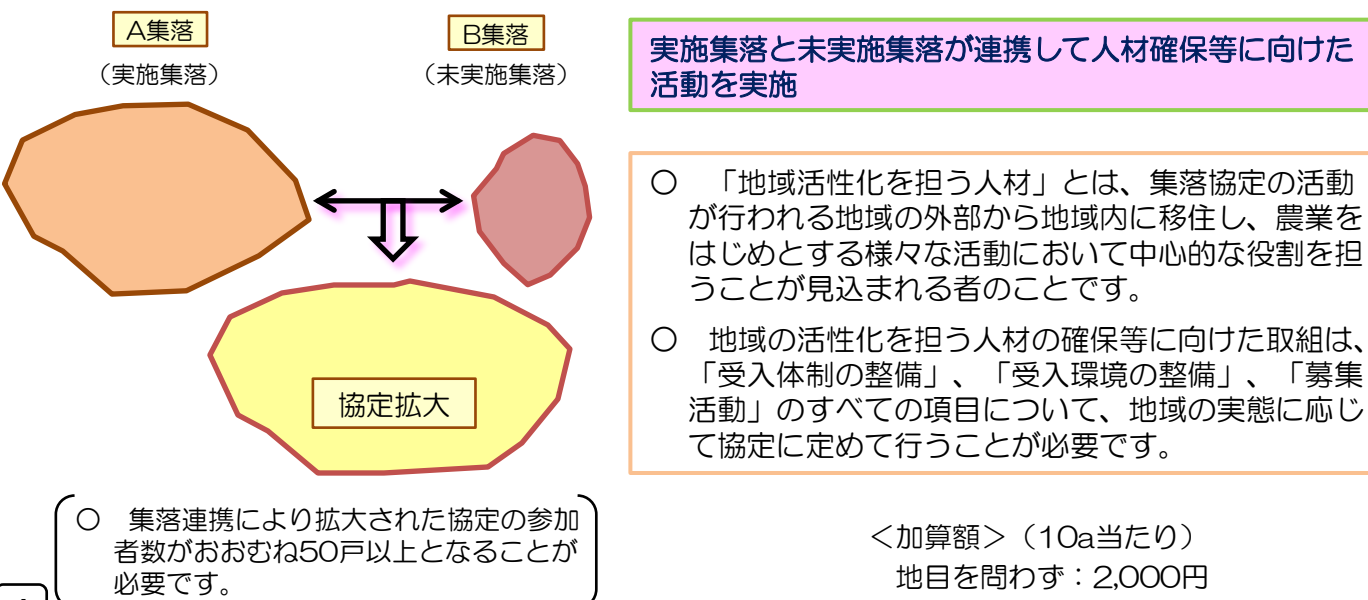
本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込み、共同で農業生産活動を行う場合、新たに取り組んだ面積に一定額を加算します。



☆ 地域の活性化を担う人材確保等を支援します。

2 集落連携促進加算

本制度の実施集落が、未実施集落と連携し、地域活性化を担う人材確保等を行う場合に、協定内農用地全体に一定額を加算します。



3 規模拡大加算

認定農業者等に利用権設定等をした場合に、新たに利用権設定等した面積に一定額を加算します。

＜加算額＞（10aあたり）		
田	畑	草地
1,500円	500円	500円

※ 「規模拡大加算」と「土地利用調整加算」を重複して受給することはできません。

4 土地利用調整加算

協定参加者の話し合いにより土地利用調整を行い、認定農業者等に対し、新たに協定内農用地面積の3割以上を利用権設定等をした場合に、協定農用地全体に一定額を加算します。

＜加算額＞（10aあたり）	
田	畑
500円	500円

5 法人設立加算

協定農用地面積の一定割合以上を対象とした集落営農等が法人化する場合、協定内農用地全体に一定額を加算します。

＜加算額＞（10aあたり）				
	田	畑	草地	採草放牧地
特定農業法人：	1,000円	750円	750円	750円
農業生産法人：	600円	500円	500円	500円

ご注意下さい

○ 協定にしたがって活動を行うに当たり、十分な管理がなされず、耕作放棄になった場合等には、協定の認定年度に遡って交付金を返還していただくことになりますので、協定に定められた活動が適切に行われるよう取り組むことが必要です。

※ どのケースに該当するかについては、最寄りの市町村にお問い合わせください。

○ 交付金の遡及返還が必要な場合

- ・農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合
- ・多面的機能を増進する活動が行われなかった場合
- ・水路・農道等の維持管理が行われなかった場合
- ・体制整備として取り組むべき事項が実行されなかった場合（交付金額の2割を返還）
- ・各加算措置について、定められた活動が行われなかった場合（加算金額を返還）
- ・新規就農者・農業後継者の住宅用地として農地転用等を行った場合（市町村長が他に適地がないと判断した場合、転用部分についてのみ返還）
- ・太陽光発電設備等（一時転用の許可を受けて設置するもの）について、市町村長が集落協定に定める活動に支障がないと判断した場合（一時転用部分のみについて返還） 等

○ 交付金の返還を免除する場合

- ・次の①～④までのいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。
- ①農業者の死亡、病気、高齢等により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合。（「集団的かつ持続可能な体制整備」に取り組む集落協定を除く。）
- ②自然災害の場合
- ③土地収用法等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合
- ④農地転用の許可を受けて農業用施設用地とした場合であって、次に掲げるもの。
 - ・農業者等が農業用施設を建設する場合
 - ・自己施工により農道又は水路に転用した場合
 - ・公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用される場合。
 - ・東日本大震災復興特別区域法第25条第1項若しくは第2項又は第50条第1項若しくは第3項の規定により、農地の転用の許可があったものとみなされた場合 等

問い合わせ先

○ 本パンフレットや中山間地域等直接支払制度に関するお問い合わせは、**農林水産省 農村振興局 中山間地域振興課 (03-3501-8359)** 又は、**最寄りの地方農政局等**にお気軽にご相談下さい！

○ **青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県にお住まいの方**
東北農政局整備部地域整備課 代表：022-263-1111 (内線4461)

○ **茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県にお住まいの方**
関東農政局整備部地域整備課 代表：048-600-0600 (内線3417)

○ **新潟県、富山県、石川県、福井県にお住まいの方**
北陸農政局整備部地域整備課 代表：076-263-2161 (内線3578)

○ **岐阜県、愛知県、三重県にお住まいの方**
東海農政局整備部地域整備課 代表：052-201-7271 (内線2681)

○ **滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県にお住まいの方**
近畿農政局整備部地域整備課 代表：075-451-9161 (内線2557)

○ **鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県にお住まいの方**
中国四国農政局整備部地域整備課 代表：086-224-4511 (内線2653)

○ **福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県にお住まいの方**
九州農政局整備部地域整備課 代表：096-211-9111 (内線4795)

○ **沖縄県にお住まいの方**
沖縄総合事務局農林水産部経営課
代表：098-866-0031 (内線83293)

○ **北海道にお住まいの方**
農林水産省農村振興局中山間地域振興課
代表：03-3501-8359

中山間地域等直接支払制度のご活用については、最寄りの市町村、都道府県または都道府県の出先機関、地方農政局などにお気軽にお問い合わせ下さい！

